

「公募提案型ふるさと雇用再生特別事業」募集要項

募集期間 平成22年6月22日(火)から平成22年7月21日(水)午後5時まで
(必着)

応募およびお問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部商工政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 (滋賀県庁東館3階)

電話 077-528-3712 FAX 077-528-4870

提出書類は上記応募先までご持参いただくか、郵便にてご送付ください。

この募集要項は、滋賀県のホームページ (<http://www.pref.shiga.jp/>) からダウンロードすることができます。

なお、この要項の記載事項以外の委託事業にあたっての手続きに係る詳細事項ならびに事業実施中および完了後に遵守すべき諸条件等については、委託事業の採択決定後に発行する通知書等によりお知らせします。

平成22年6月

滋 賀 県

1 事業の目的

滋賀県では、現在の大変厳しい雇用環境に対応するため、国からの「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用し、「公募提案型ふるさと雇用再生特別事業」を行います。

この事業は、地域経済を活性化する新たなビジネスや地域・社会の課題を解決する事業などについて、広く事業者のみなさまから提案を募集し、地域のニーズに応じた事業を委託して実施するもので、活力ある地域産業の基盤を築くとともに継続した雇用機会の創出を図っていきます。

2 募集する事業

「滋賀の特性を活かした産業振興につながる事業」、森林と農業、琵琶湖を活用した「水と緑の雇用事業」、医療、福祉、教育分野における「人と人がつながる事業」などで、新たに失業者（求職者）の方を雇い入れて、雇用機会を創出する事業を対象とします。

次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 将来的に事業継続が見込まれ、雇用の継続・安定が期待される事業であること
- (2) 既の実施している事業の振り替えではなく、新しく事業展開または事業の拡大を行う事業であること
- (3) 新たに失業者を雇い入れて行う事業で、その雇用期間が原則として1年以上であり、更新ができるものであること、またその所定労働時間、日数は、当該事業所の正規労働者の4分の3以上であること
- (4) 幅広い層の方に雇用機会を提供するため、新規雇用する予定の労働者の募集は、公共職業安定所への求人申込を行うものであること。その際、原則として特定の資格や技能等を求めるといった制限を設けないこと
- (5) 道路、河川等の美事業業や施設の維持・管理業務、建設・土木事業でないこと

この事業は、雇用創出の一層の効果を生み出すため、滋賀県等が実施する「市場化ステージ支援事業補助金」や「中小企業新技術開発プロジェクト補助金」、「しが新事業応援ファンド助成金」等の新事業創出の支援策と組み合わせて実施することができます。

企画提案を募集する事業の例

(例示であり、これらの事業に限定するものではありません。)

滋賀の特性を活かした産業振興につながる事業

- ・ 県等の承認や認定等を受けた事業計画に基づいて実施する新商品・新技術の開発、試作、市場創出等を行う事業(経営革新計画の承認、チャレンジ計画の認定、しが新事業応援ファンド助成金の交付決定および事業可能性評価委員会「めきき・しが」によるAランク評価など)
- ・ 地域ブランド商品の開発または販路を開拓する事業
- ・ 農商工連携による新製品の開発、販路開拓等を実施する事業
- ・ ものづくり技術を活用した新製品の開発、試作、販売等を行う事業
- ・ 地場産品を活用した創作料理や郷土料理を提供するレストラン事業
- ・ 観光案内とともに観光ルートの企画や情報誌・周遊マップ作成を行う事業
- ・ 農林水産業・伝統産業等を活用した体験型ツアーを開発・提供する事業

水と緑の雇用事業

- ・ 外来魚を駆除するとともに食品、飼料、エネルギー源への活用を行う事業
- ・ エコツーリズムの推進を通じた地域コーディネーターやツアーガイドを育成・雇用する事業
- ・ 生ゴミや食品残渣の堆肥化・飼料化によるゴミ減量を図り循環型社会を形成する事業
- ・ 廃食油を使ってバイオディーゼル燃料を製造し、交通機関やエネルギーに利用する地域内循環を目指す事業
- ・ 森林の癒し効果等を利用した健康、教育ビジネスの創出を図る事業

人と人がつながる事業

- ・ 保養地等における高齢者・障害者向けサービスの提供事業
- ・ 高齢者への生活支援活動を行う事業(日常生活の家事支援等)
- ・ 小規模作業所等の製品の販売を促進する事業
- ・ 病児保育や預かりサービスを提供する事業

この他、厚生労働省ホームページを参考にしてください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou3/index.html>)

3 募集の対象者

応募する時点で、次の要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 滋賀県内に事務所を有する民間企業、NPO法人^{注1}、その他の法人または法人以外の団体等^{注2}であること。ただし、民間企業は、表1の資本金基準または従業員基準のいずれか一方の基準を満たす法人または個人事業者（以下「中小企業者」という。）に限ります。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団またはそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (5) 県税、消費税または地方消費税の滞納がないこと
- (6) 事業を的確に遂行できる能力を有すること（現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿および賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されている等）

（注1）NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をいいます。

（注2）その他の法人とは、一般社団法人・財団法人、独立行政法人、協同組合等をいい、法人以外の団体とは、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等をいいます。事業を的確に遂行できる能力を有する者であれば、任意団体も対象となります。ただし、構成員の1/3以上を（1）の中小企業者の基準を超える企業が占める場合は対象外とします。

（表1）

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

参考 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(抜粋)

- 第百六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 対象となる経費

この事業では、新たに雇い入れる失業者(求職者)に係る直接人件費が対象となります。

直接人件費には、賃金のほか、通勤手当などの諸手当、事業主負担分の社会保険料を含みます。

ただし、中小企業者以外の対象者については、委託事業費の2分の1以下の範囲内で、上記人件費以外の事業費^{注3}も対象とできます。

事業費のうち、取得価格または効用の増加価格が50万円以上となるもの^{注4}は対象とはなりません。

(注3) 機器・設備のレンタル料・リース料、旅費、消耗品費の他、提案事業にかかわる既雇用者の人件費等

(注4) 1件50万円以上のものの購入や、施設や設備を改修するための経費等

5 募集期間および応募の方法

募集期間

平成22年6月22日(火)から平成22年7月21日(水)午後5時まで
(必着)

応募の方法

次の書類(正本1部、副本^{注5}1部)を、滋賀県商工観光労働部商工政策課(滋賀県庁東館3階)に、直接持参するか郵送により提出してください。

直接持参される場合の受付時間は、土日、祝日を除く、平日の8:30~12:00および13:00~17:00です。

ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。

(注5) 正本をコピーしたもの。ホッチキス止めはしないでください。

< 提出書類 > 各1部

- (1) 企画提案書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 提案事業に関する当該年度以降の収支計画書(様式2-1)
- (4) 経費見積書(様式3)
- (5) 過去2年分の貸借対照表、損益計算書(または収支計算書)^{注6}
- (6) 会社については商業登記簿謄本の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、会社以外の法人および団体については定款その他の規約の写し、またはこれらの事項を証明するもの。^{注7}
- (7) 県税すべてに未納がないことを証する納税証明書(の写し)^{注8}
- (8) 消費税に未納がないことを証する納税証明書(の写し)^{注9}
- (9) 以下の事業計画の承認等を受けている場合は、その事業計画と認定書等の写し
 - ・ 経営革新計画承認事業による事業計画の承認
 - ・ チャレンジ計画認定事業による事業計画の認定
 - ・ しが新事業応援ファンド助成事業の交付決定
 - ・ 事業可能性評価委員会「めきき・しが」のAランク評価
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ないことおよび地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないことを証する誓約書
- (11) 給与額算定の根拠となる就業規則や給与規定、またはこれらに準ずるもの

(注)6(注)7 NPO法人については提出不要です。

(注)8(注)9 納税額の証明ではなく、未納税がないことを証明するものがが必要です。

その他

- (1) 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (3) 企画提案書等の内容について、説明や追加資料を求める場合があります。
- (4) 企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とします。
- (5) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

6 審査の方法および選考基準等

審査の方法

審査は、県に設置する選考委員会において、書面審査および必要に応じて面接審査を実施します。面接審査を行う場合は、平成22年8月25日（水）を予定しています。

選考基準

選考にあたっては、次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを予算の範囲内で決定します。

- ・事業の実現性
- ・事業の新規性
- ・事業の継続性
- ・雇用の創出性
- ・経費見積の妥当性
- ・地域社会への貢献性・公益性
- ・その他、本県の推進する施策との整合性（企業においては県が承認や認定等した事業計画であることや、NPOにおいては県との協働性など）

スケジュール（予定）

平成 22 年 6 月 22 日 ~ 平成 22 年 7 月 21 日	応募受付
平成 22 年 7 月 ~ 9 月 (平成 22 年 8 月 25 日) 平成 22 年 9 月 (下旬) 平成 22 年 10 月	審査・選考 (面接審査) 結果通知 委託契約締結
委託契約締結日 ~ 平成 23 年 3 月	事業実施
平成 23 年 4 月 ~ 5 月	事業完了報告書提出 委託料の支払い

7 委託契約の締結（委託期間、委託金の支払い等）

本事業は県の委託事業となりますので、下記の点にご注意願います。

- (1) 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や県の財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- (2) 契約期間は、平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月末までの間で別途、県が指定する期間とします。
事業の内容によっては、23 年度も継続して委託を行います。この場合も、審査により決定することとし、次年度の契約を保証するものではありません。
- (3) 委託金の支払いは、原則として事業終了後の精算払いとしますが、県が必要と認める場合は前金払いできる場合があります。
- (4) 委託事業において収益が発生した場合は、委託料の全部または一部を返還していただくことがあります。
- (5) 企画提案いただいた事業規模、事業内容については、調整の上、変更させていただくこともあります。

8 事業報告

委託を受けた事業者は、事業の進捗状況について中間報告をしていただきます。

また、事業完了後 30 日以内か翌年度 4 月 20 日のどちらか早い日に、実績報告書を提出していただきます。

9 事業実施上の留意点

委託事業の実施に当たっては、契約書および「滋賀県公募提案型ふるさと雇用再生特別事業実施要綱」に従っていただきます。

この事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の現地検査等の対象となることがあります。

本事業の取り組み状況や成果については、県のホームページや広報誌等で公表する場合があります。

同一の事業について、当該事業に係る国が実施する雇用機会の創出を目的とした、人材確保等支援助成金、雇用調整助成金等との併給はできません。

10 応募および問い合わせ先

応募に当たり、不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

応募およびお問い合わせ先は

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。)
滋賀県商工観光労働部商工政策課(滋賀県庁東館3階)
: 077-528-3712 FAX: 077-528-4870

関連する事業については各課または(財)滋賀県産業支援プラザに
お問い合わせください

NPO法人の活動に関すること 県民文化生活部県民活動課 : 077-528-4633 FAX: 077-528-4838
経営革新支援事業、市場化ステージ支援事業補助金に関すること (サービス業・その他) 商工観光労働部商業振興課 : 077-528-3731 FAX: 077-528-4871 (製造業・建設業) 商工観光労働部新産業振興課 : 077-528-3791 FAX: 077-528-4876
チャレンジ計画認定事業、プロジェクト補助金に関すること 商工観光労働部新産業振興課 : 077-528-3794 FAX: 077-528-4876
しが新事業応援ファンド助成金交付事業に関すること 事業可能性評価委員会「めきき・しが」に関すること (財)滋賀県産業支援プラザ : 077-511-1412 FAX: 077-511-1418

(様式 1)

平成 年(年) 月 日

滋賀県「公募提案型ふるさと雇用再生特別事業」企画提案書

滋賀県知事 嘉 田 由紀子 様

所在地
名 称
代表者氏名 印

滋賀県「公募提案型ふるさと雇用再生特別事業」について、下記のとおり、関係書類を添付して応募します。

記

1 応募する事業の概要

- ・事業計画書(様式2)
- ・提案事業に関する当該年度以降の収支計画書(様式2-1)
- ・経費見積書および雇用計画書(様式3)

2 応募事業者の概要

事務所等の所在地			
担当者	所属・氏名		
	連絡先	TEL	FAX
設立年月日			
代表者氏名			
資本金		円	
従業員数(職員数)		従業員(職員)数	人
		うち常時雇用する従業員(職員)数	人
業種または活動分野			
主な事業内容			

別途、過去2年分の貸借対照表、損益計算書(または収支計算書)を添付してください。(NPO法人を除く。)

事業の開始時期は平成22年10月1日以降としてください。

(様式 2)

事業計画書

事業名	
実施期間	平成22年 月 日()~平成 年 月 日() *最長 平成24年3月31日まで可能
事業概要	
具体的な事業内容 (事業の目的 ・実施方法 ・実施地域 ・スケジュール ・期待される事業効果など)	左記事項の他、「地域社会への貢献性、公益性」、「新規雇用者の従事内容」、「新規雇用者の一日あたりの勤務時間、一月あたりの勤務日数」等を簡潔に御記入ください。
新しく事業展開または事業の拡大を行う点	
本事業終了後の事業継続・雇用創出の見通し (具体的な数値等を示してください)	
県の承認等を受けた事業計画の場合、にチェックを入れてください	経営革新計画の承認 チャレンジ計画の認定 しが新事業応援ファンド助成事業の採択 事業可能性評価委員会「めきき・しが」のAランク評価 その他()
同一の事業において他の補助金等を受けている(または申請中の)場合その補助金名	補助金名その他、該当する補助金等で行う事業と、当事業委託料で行う事業との区分をご記入下さい。

必要に応じて、事業計画内容を説明する補足資料を添付してください。

平成22年度の事業の開始時期は平成22年10月1日として作成してください。

(様式 2 - 1)

提案事業に関する当該年度以降の収支計画書

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
【収入】	円	円	円
委託料	円	円	円
売上A	円	円	円
売上B	円	円	円
売上C	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
【支出】	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円

事業の開始時期は平成22年10月1日として見積等を作成してください。

(様式 3)

経費見積書および雇用計画書

(1) 経費見積書

(単位：円)

経費区分	内 訳	金 額
1. 新規雇用の失業者に係る直接人件費 (うち消費税相当額)	新規雇用者の賃金、通勤手当、事業主負担分の社会保険料等。月額がわかるように記入してください。	円 左記金額の合計額に1.05を乗じた金額を記入。 (円)
2. その他の直接人件費 (うち消費税相当額)	既雇用者の賃金、通勤手当、事業主負担分の社会保険料等。ただし、従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が確認できる必要があります。	円 左記金額の合計額に1.05を乗じた金額を記入。 (円)
3. その他の直接事業費 機器・設備費 原材料費 外注費 旅費・交通費 消耗品費 その他 小計 (うち消費税相当額)	パソコン、プリンタ、コピー機等は原則購入せず、リース等での対応となります。	円 左記金額の合計額に1.05を乗じた金額を記入。 (円)
合 計 (1 + 2 + 3) (うち消費税相当額)		円 (円)

今年度について記入してください。

中小企業者の方は、新規雇用の失業者に係る直接人件費のみが対象となりますので、2、3の項目については記入不要です

新規雇用の失業者に係る直接人件費は、合計の2分の1以上であることが必要です。

取得価格または効用の増加価格が50万円以上となるものは対象とはなりません。

必要に応じて、内容を説明する補足資料を添付してください。

(2) 雇用計画書

新規雇用する失業者の雇用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
本事業に従事する全労働者数	人 (うち新規雇用の失業者数 人)
本事業に従事する全労働者の延雇用日数	人日 (うち新規雇用の失業者 人日)

今年度について記入してください。

雇用期間は原則として1年以上とし、更新ができるものとします。